

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-01		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	国民健康保険運営協議会事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	中西	
			担当者名	浜口	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	国民健康保険運営協議会費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条第2項の規定により、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる協議会の運営を目指す。						
対象者等	・被保険者代表委員、保険医等代表委員、公益代表委員 各 6人 ・被用者保険等保険者代表委員 3人 計 21人 ※国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条による定数。						
内容	本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、区長の諮問に応じて、次の事項を審議することとされている。 (1) 療養の給付の充実及び改善に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 前2号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置 2 昭和61年 4月 被用者保険代表委員3名加入						
必要性	国民健康保険法により設置が義務づけられている。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員) 会長が各代表委員を招集（定数の1/2以上の出席、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上の出席で開催可）。議事は、出席者の過半数で決する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 諮問事項承認率（％）	100	100	100	100	100	諮問事項承認数／諮問事項数
	② 委員出席率（％）	95	90	85	90	100	出席委員数／委員定数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	法定事務であり、引き続き幅広い意見を聴く必要があるため、推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、給与関係費が大半を占めており、その内訳は職員人件費と本協議会委員に対する報酬となっている。行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。
----	--

問題点・課題の改善策

問題点		課題の改善案	
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	多様性を確保することを踏まえ、被 保険者代表委員の欠員が出た場合 は、民生委員を選出していく。	被保険者代表委員の欠員は出ていな いが、出た場合は民生委員を選出で きる選出方法となっている。	多様性を確保することを踏まえ、 被保険者代表委員の欠員が出た場 合は、民生委員を選出していく。
②			
③			
他 施 状 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区 ）
議 会 質 問 状 況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-02		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	趣旨普及費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西
			担当者名	佐藤、高瀬		内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	趣旨普及費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に周知するとともに、国民健康保険財政の現状等を区民全般に伝えることにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。						
対象者等	区民全般						
内容	1 国保だよりの発行（令和7年度） （1）配布枚数 38,000部 （2）配布時期 6月 （3）配布方法 6月に発送する納入通知書に同封及び各区民事務所窓口等で配布する。 2 あらかわ区報による周知（随時） 3 リーフレット等の配布 （1）国保制度PR用リーフレット「くらしのみかた国保ガイドブック」 （2）その他必要に応じて区内印刷で発行 4 ポスター等の掲示						
経過	1 昭和34年国民健康保険発足 2 国民健康保険が地域住民相互扶助の制度であることを、さまざまな方法により周知 3 平成16年度から、国民健康保険料賦課算定を1回とすることに伴い、これまで年3回発行していた国保だよりを現在は年1回発行に変更						
必要性	被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① あらかわ区報掲載実績(件)	36	35	31	34	40	掲載記事の件数（年間）
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	広報内容を充実し、効果的な周知等に重要な事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		973	938	810	810	804	873	646
決算額（7年度は見込み）		790	748	515	515	524	816	646
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	国保だより							
	発行部数（部）	42,000	42,000	42,000	41,000	41,000	41000	38000
	発行回数（回）	1	1	1	1	1	1	1

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,068	1,071	3	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	524	816	292		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	524	816	292
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	524	816	292
		賞与・退職給与引当金繰入額	92	104	12		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,160	▲ 1,175	▲ 15
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	1,684	1,991	307	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,160	▲ 1,175	▲ 15			
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,160	▲ 1,175	▲ 15			

備考	行政費用では、給与関係費と、物件費として、国保だより及び国保ガイドブックの印刷費がかかっている。 行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。
質問	制度改正が頻繁に行われ複雑化していることから、様々な方法により、被保険者に周知することで、認知度を向上させる必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ、SNS等を活用し国保制度等についての周知を行う。	国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ、SNS等を活用し、国保制度等についての周知を行った。	引き続き、国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ、SNS等を活用し、国保制度等についての周知を行う。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	国民健康保険団体連合会負担金支出事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	中西	
			担当者名	佐藤	内線	2372	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	国民健康保険団体連合会負担金					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	東京都国民健康保険団体連合会会員負担金規定		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	本事務は、国民健康法第83条に基づき、東京都内の保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された東京都国民健康保険団体連合会（公法人）に運営経費を支出するものである。						
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会は、東京都において国民健康保険事業を行う特別区（23区）、市町村（39市町村）、国民健康保険組合（21組合）の83保険者によって構成されている。						
内容	1 都内の保険者は、共同して事務処理を行うため東京都国民健康保険団体連合会を設立し、診療報酬請求明細書の審査・支払の委託等を行っており、その運営経費を負担金として支出している。また、構成員からの負担金及び審査支払の手数料のほか、国庫補助金及び東京都費補助金などで運営されている。 2 負担金 （1）連合会が算出した6～8年度の総負担金額を各保険者の被保険者数を基に按分し、6～8年度の負担金額を決定する。※令和6年度から導入 （2）被保険者割額 単価（連合会総会で議決した被保険者1人当りの額）×月末被保険者数年平均 ※令和6年度から廃止 （3）事務費割額 事務費割の基本数値×率（連合会総会で議決した率）※令和元年度から廃止 3 平成23年9月から「国保総合システム」を導入、稼働している。なお、システム機器等の導入経費について、各保険者が分担金を支出したが、調整交付金（国庫補助金）で全額交付された。						
経過	昭和34年1月 東京都国民健康保険団体連合会設立（負担金及び手数料のほか国庫・都補助金等で運営） 平成31年4月 事務費割額を令和元年度徴収分から廃止 被保険者割額の単価が段階的に増加 令和6年4月 被保険者割額が廃止され、被保険者数実績を基にした按分方式に賦課方法が変更された。						
必要性	各保険者が共有する事務処理を一括して委託することにより、スケールメリットがある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 負担金の支払は、東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき、4期に分けて支出。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、補助費等として、東京都国民健康保険団体連合会の負担金がかかっている。 行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			
他区の 状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 被保険者数によって、納める負担金額が各保険者により異なる。		
議 会 （要 旨） 質 問 状 況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-04		戦略プラン	☐ 協働 ☐ 業務 ☒ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金		部課名	福祉部国保年金課			
			課長名	中西			
			担当者名	浜口			
			内線	2371			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	---						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 58（1983）年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険事業費納付金条例 ほか				
終期設定	☒ 有 ☐ 無（ ）年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	国民健康保険事業特別会計における国民健康保険事業費納付金、その他諸支出金に関する事務						
対象者等	国民健康保険被保険者、各保険者、東京都国民健康保険団体連合会、国及び都						
内容	1 東京都に対して納付する納付金等(国民健康保険事業費納付金) 国保制度改革に伴い、平成30年度4月から制度開始。区から国、都、東京都国民健康保険団体連合会等に納付していた各種拠出金等について、都が一括して管理・支出を行うこととなり、国保事業に必要な財源として、都が各区市町村の納付金額を決定し、各区市町村が都へ納付する。納付金には、 (1)医療給付分、(2)後期高齢者支援金等分、(3)介護納付金分がある。 2 制度改正以前の拠出金等（現在は国民健康保険事業費納付金に含まれる） 介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金 高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業医療費拠出金、共同事業拠出金 3 その他諸支出金 保険料過誤納還付金（出納整理期間を経過した過誤納金の返還金）、国・都支出金返還金（負担金・都補助金の精算による返還金）、一般会計繰出金（一般会計へ繰出すもの）						
経過	1 介護納付金 平成9年12月介護保険法公布、平成12年4月介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始 2 前期高齢者納付金 平成20年4月前期高齢者納付金開始 3 後期高齢者支援金 平成20年4月後期高齢者支援金開始 4 高額医療費共同事業医療費拠出金 平成12年4月高額医療費共同事業医療費拠出金開始 5 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 平成18年4月保険財政共同安定化事業拠出金開始 6 共同事業拠出金 昭和59年4月共同事業拠出金開始 7 国民健康保険事業費納付金 平成30年4月事業費納付金制度開始						
必要性	国民健康保険法第75条の7第2項の規定により、区は都に対して国民健康保険事業費納付金の納付義務を負う。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 関係法令等に基づき都が算定した金額を都に納付する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、補助費等として、国民健康保険事業費納付金と都支出金等の償還金の支出が大半を占めている。その他行政費用は、一般会計繰出金の支出である。行政収入では、地方税等（保険料）と都支出金（特別交付金）、行政収入その他（一般会計繰入金）等で構成されている。
----	--

問題点・課題	
--------	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①			
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会の質 問状況 (要旨)	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	保健事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西
			担当者名	伊藤・高橋		内線	2381・2372
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	保養施設事業費					
	01-03-01	保健事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 59	(1984)	年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	()	年度	法令等	会拠出金規則及び共同処理要綱		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。						
対象者等	被保険者						
内容	1 保養施設の開設 被保険者は、一般より安価で関東近県の宿泊施設（7年度：5施設）を利用できる。 2 温浴施設 被保険者は、日帰りで行くことのできる温泉（温浴）施設（7年度：3施設）を通常より安価で利用できる。 3 医療費分析を踏まえた糖尿病重症化予防等 糖尿病・糖尿病性腎症の重症化予防の指導等を行う。						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険制度発足 2 昭和59年 保健事業開始 3 平成元年7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始（平成24年度をもって事業廃止） 4 平成 8年7月 山の家（群馬県、平成16年度をもって事業廃止）、海の家（日帰り施設）開始（平成14年度をもって事業廃止） 5 平成24年2月 温浴施設（日帰り）と割引契約 6 平成27年7月 新たな宿泊施設と契約（かんぼの宿（令和4年3月末契約終了）、お宿ねっと（平成28年3月末契約終了）） 7 平成27年4月糖尿病重症化予防事業等について医療費適正化対策事業より組み換え 8 温浴施設（日帰り）東京染井温泉Sakura、令和7年3月末契約終了						
必要性	被保険者は、国民健康保険法第82条に基づき、特定健康診査、健康教育、健康相談、健康管理、疾病の予防及び健康の保持増進等のために必要な事業を行うよう努めることとされている。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 1 保養施設の開設・・・年度当初に、宿泊施設と指定契約を締結する。（利用の受付は宿泊施設） 2 温浴施設・・・・・・年度当初に、温浴施設と指定契約を締結する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 保養施設利用者（人）	61	79	132	130	150	
	② 温浴施設利用者（人）	251	229	126	150	180	浅草ROXまつり湯(7年度～)
③ 糖尿病重症化プログラム（人）	22	9	14	40	40	糖尿病重症化予防プログラム完了者	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続		継続 被保険者の健康の保持増進のために必要な事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

行政費用では、物件費として、糖尿病重症化予防事業等業務委託料が大半を占めている。
行政収入では、都支出金（特別交付金）が大半を占めている。

○指定保養施設の利用者を増加させるため、効果的な周知をすることで認知度を向上させる必要がある。
○糖尿病等重症化予防事業では、参加者を増やすため保健指導方法や実施回数の選択制を継続するとともに、通知内容を工夫する必要がある。また、各年代にあったプログラムとなるよう工夫する。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	引き続き、宿泊施設等についての情報を区報、ホームページ等、様々な媒体を通じて周知を行い、利用者の増加を図る。	温浴施設の利用案内に各施設のホームページ等にリンクするQRコードを記載し、詳細な情報にアクセスしやすくなるようにした。	引き続き、宿泊施設等についての情報を区報、ホームページ等、様々な媒体を通じて周知を行い、利用者の増加を図る。
②	保健指導方法等の選択制を継続して行う。対象者の行動変容を促すような通知内容になるよう工夫する。	保健指導方法等の選択制を継続し、取り組んだ。対象者の行動変容を促すよう、通知内容の工夫を行った。	保健指導方法等の選択制を継続して行う。対象者の行動変容を促進する通知内容になるよう工夫する。
③			
他区の状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) (詳細) ・保養施設、温浴施設事業：実施 16 区、未実施 6 区、不明 0 区 ・糖尿病重症化予防事業：実施 22 区、未実施 0 区、不明 0 区		
議会(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		08-06-06		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		脳ドック受診助成事業		部課名		福祉部国保年金課		
				担当者名		高橋		
				課長名		中西		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-02-01		脳ドック受診助成事業				
事務事業の種類		☒ 新規事業 （ ☒ 7年度 ☐ 6年度 ）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 23 （ 2011 ） 年度		根拠		国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例、荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱		
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7 （ 2025 ） 年度		法令等				
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市				
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的		脳卒中（脳血管疾患）は、日本人の死因の上位を占める病気であり、発症初期には自覚症状がないことも多く、放置していると重症化し、深刻な結果を引き起こす病気である。そこで、早期発見・治療につながる脳ドック受診の費用の一部を助成することで重症化を防ぎ、健康寿命の延伸を図る。						
対象者等		・受診時に40歳以上の荒川区国民健康保険の被保険者 ・保険料の滞納がない世帯の被保険者 ・住民税に滞納がない被保険者						
内容		・脳ドック受診費用の半額とし、2万円を限度とする。 ・2か年度、連続して助成を受けることはできない。 ・脳ドック受診者数拡大に向け、令和2年度から「脳ドック受診キャンペーン」を実施 ・令和4年度から「脳ドック受診&健康診査のコラボキャンペーン」を実施 （1） 内容 脳ドックを受診し、健康診査を7月～9月末までに受診された方のうち、健康診査の結果の血圧にかかる数値が正常値の方に対し、区内商品券500円分を贈呈 （2） 対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日 （3） 対象人数 先着200名（国保・後期合算）						
経過		・平成23年7月1日から事業開始。 ・令和2年度から脳ドック受診者数拡大に向け、「脳ドック受診キャンペーン」を実施 ・令和3年9月から電子申請による申請書の受付を開始。 ・令和4年度から「脳ドック受診&健康診査のコラボキャンペーン」を実施						
必要性		・年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るに当たり、脳ドックの受診に係る経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。						
実施方法		（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 申請受付→審査→助成決定→請求書・受診を証明する書類受理→審査→助成						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 脳ドック受診助成者数(人)	248	329	273	300	330		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
推進		推進	被保険者の健康増進事業であるため、推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、給与関係費と、補助費等として、助成金支出がかかっている。5年度と比較して、助成件数が減少したことから、補助費等が減少している。 行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。
----	--

問	助成事業を知らない被保険者が多いため、今後も積極的な周知を行う必要がある。
---	---------------------------------------

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き広く制度の周知を行うとともに、受診キャンペーン等の活用により利用者の拡大を図っていく。	効果的な案内チラシになるよう、手続きの流れをより分かりやすく記載した。	より一層の周知を図るため、従来行っていた周知の他に医療機関にも案内チラシを配布する。
②			
③			

人間ドックについては、千代田区、台東区（特定健診を受診していない方を対象とした人間ドックについては大田区、江東区、品川区、渋谷区）で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。

況 (要旨)	・平成18年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」 ・平成20年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」 ・平成22年度11月会議「脳ドック検診を積極的に検討すべき」 ・平成28年度6月会議「脳ドックについて、更なる周知を図るべき」
-----------	--

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-07		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	特定健診・特定保健指導事業		部課名	福祉部国保年金課			
			担当者名	佐藤			
			課長名	中西			
			内線	2372			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	特定健診・保健指導システム運用管理費					
	01-01-01	特定保健指導事業費					
	01-01-01	特定健康診査事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分			
				☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指す。						
対象者等	40～74歳の国保加入者 ※当該年度の7月1日～3月31日の間に75歳となる国保加入者については「国民健康保険健康診査」として実施（健診項目は特定健診と同内容）						
内容	1 特定健診の実施（期間：7月1日～11月30日） 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備群の早期発見に着目した特定健診を実施する。 ・対象者に受診券を郵送（6月下旬）→対象者は区内の健診実施医療機関で、受診券とマイナ保険証、資格確認書または有効期限内の保険証を提示して受診する。 2 特定保健指導の実施（期間：9月上旬～） 特定健診の受診結果から、保健指導対象者を選定し、健康状況に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施する。 ・対象者に受診勧奨通知・利用申込書等案内を送付（受診後2か月程度後）→区が委託する保健指導機関に予約のうえ、利用する。						
経過	・平成20年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第1期、20～24年度）の策定 ・平成22年度から健診実施期間を1か月延長（7月～10月実施 ⇒ 7月～11月実施） ・平成23年度から連続未受診者に勧奨ハガキの送付を開始 ・平成25年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第2期、H25～29年度）の策定 ・平成26年度から、過去2年連続未受診者への受診勧奨ハガキの送付に加え、受診の結果、判定値を超えているにも関わらずその後医療機関を受診していない者に対して「医療機関受診勧奨通知」を送付 ・平成30年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第3期、H30～R5年度）の策定 ・令和6年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第4期、R6～11年度）の策定						
必要性	平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者に40歳から74歳の被保険者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 1 特定健診・・・業務委託（荒川区医師会） 2 特定保健指導・・・業務委託（プロポーザルにて業者選定）						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
①	特定健診受診率（％）	43.9	43.2	41.0	48.0	51.0	受診者数/対象者数（6年度は速報値、7年度は目標値）
②	特定保健指導実施率（％）	9.3	4.9	11.0	20.0	30.0	受診者数/対象者数（6年度は速報値、7年度は目標値）
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
重点的に推進	重点的に推進	健康部との連携を強化し、荒川区特定健康診査等実施計画（第4期）に掲げた目標に向け取り組むため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費として、健診・保健指導業務委託料が大半を占めている。5年度と比較して、受診者数の減により、物件費が減少している。行政収入は、地方税等（保険料）と都支出金（特定健康診査等負担金）、行政収入その他（一般会計繰入金）である。
問題点・課題	○国が定める市町村国保の受診率目標値を目指すこととなっており、国基準の目標値は60%となっている。 ○特定健診の受診率は40%台を推移しているが、男女ともに40歳代、50歳代の受診率が低水準のままとなっている。中でも40歳代の男性が約20%でもっとも低くなっている。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、様々な広報手段を活用して被保険者に対して健診の受診等に繋がる情報提供を行う。	区報、ホームページ、SNS等の掲載に加え、区営掲示板でのポスター掲示や区民事務所でのチラシ設置等多方面での周知を行った。	引き続き、様々な広報手段を活用し、被保険者に対して健診の受診に繋がる情報提供を行う。
②	引き続き、受診等に繋がる勧奨となるよう工夫していく。	前年度未受診者へ文書での受診勧奨を行った。受診勧奨は、年代や未受診年数で異なる文面にし、効果的な内容となるよう工夫した。	引き続き、受診等に繋がる勧奨となるよう工夫していく。
③			

他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議 会 質 問 状 況	・平成18年度6月会議「健康づくりを予防重視で全庁的に取組むべき」 ・令和元年度9月会議「特定健康診査等の項目に聴力検査を加えること」 ・令和5年度2月会議「実施時期の検討、土日における健診」								

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-08		戦略プラン	○協働	●業務	●財務	○人事	
事務事業名	賦課事務費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	中西		
			担当者名	長谷川	内線	2374		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-04-01	賦課事務費						
事務事業の種類	○新規事業（○7年度○6年度）		○建設事業●それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 34（1959）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	○有●無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	●法令基準内○都基準内○区独自基準		計画区分	○計画●非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料を賦課する。保険料率は国保加入者の人数や賦課の元となる所得額を勘案して保険者ごとに算定する。							
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 （1）職場の健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者 （2）生活保護受給者（3）後期高齢者医療制度に加入している被保険者							
内容	1 被保険者の資格取得・喪失 国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡、転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の発生により生じる。世帯主には届出義務があり、事実の発生から14日以内と定められている。 2 保険料の賦課 保険料は旧ただし書き所得に応じた所得割額に1人あたり定額の均等割額を合算して算出する。 3 資格確認書・資格情報のお知らせの交付 資格確認書・資格情報のお知らせは、被保険者の資格取得を示すとともに、療養給付を受けるとき医療機関に提出する医療券でもある。（資格情報のお知らせはマイナ保険証が利用不可の際に使用） 4 保険料納入通知書の発行及び転入者に係る税照会 5 資格の適用適正化調査（被用者保険加入者等の調査）及び広報活動							
経過	平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年 4月 被保険者証カード型変更（一人一枚） 平成16年 4月 保険料賦課の一回化（4月・7月⇒6月） 平成20年10月 保険料の特別徴収実施（口座振替との選択制有） 平成23年 4月 保険料所得割額の賦課基準を住民税額から旧ただし書き所得に変更 平成30年 4月 国民健康保険制度改正（都道府県が財政運営の責任主体となる） 令和 2年 6月 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免開始 令和 3年10月 オンライン資格確認システム運用開始 令和 4年 4月 未就学児均等割額の5割軽減開始（全世代対応型の社会保障制度を構築する～法律） 令和 6年 1月 産前産後期間相当分の保険料の免除開始 令和 6年12月 被保険者証の新規発行終了（マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行開始）							
必要性	国民健康保険法第76条において、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主または組合員から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤職員 ●会計年度任用職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値(8年度)
	①	オンライン資格確認による資格重複者に対する勧奨通知(通)	697	599	1360	1360	1360	令和4年度より実施のため
	②	電子申請手続数	-	138	2126	2973	2973	令和5年度より実施のため
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度		8年度						
推進	推進	資格賦課事務は国保全ての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる事業であるため、推進する。						

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費として、印刷製本費や郵送料が大半を占めている。行政収入は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応に伴う国庫支出金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金）が増加している。
問題点・課題	・国保の制度を理解しにくい外国人に対する周知等を促進することで、収納率向上を目指す。 ・被保険者資格の適正な適用は、医療の確保及び保険料の賦課を行う前提となる基本事項であることから、被保険者の資格の適確な把握と早期適用に努める必要がある。 ・来庁者の負担軽減を図るため、係の窓口事務を見直し、より効率的な運営を目指す。

問題点・課題の改善策

他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会質問(要旨)	平成30年度11月会議 「均等割があることで社会保険料と比較して高額であることについて」
	平成30年度11月会議 「多子世帯について、均等割の減額免除制度を創設すべき」
	令和元年度 6月会議 「保険料の引下げと子どもの均等割分を実質的に減額免除する支援制度の創設」
	令和 5年度 6月会議 「マイナンバーカードと保険証の一体化について」
	令和 6年度 9月、11月会議 「マイナ保険証を持たない区民の不安に寄り添い、適切な情報提供を図ること」

 Türkiye Cumhuriyeti
 Millî Eğitim Bakanlığı
 Türkiye Cumhuriyeti
 Millî Eğitim Bakanlığı

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-10		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	給付事務費	部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西		
		担当者名	大友		内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-05-01	給付事務費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者への保険給付を円滑かつ適正に進めるため、給付事務に要する費用を支出する。							
対象者等	被保険者及び保険医療機関等							
内容	1 保険給付支給等に係る事務費、会計年度任用職員報酬等 2 第三者行為求償事務等委託 3 療養費入力点検作業等委託 4 海外療養費調査委託							
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事務開始							
必要性	保険給付の公平性及び医療費の適正化を図るため、重要な事務である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)		
	①	—						
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度	8年度							
継続	継続	被保険者へ適正な保険給付を行っていくため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			16,820	13,283	12,418	10,375	11,648	12,953	16,361
決算額（7年度は見込み）			6,567	7,153	6,611	5,957	6,039	6,258	16,361
実績の推移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	非常勤職員報酬	908	報酬	非常勤職員報酬	914	報酬	非常勤職員報酬	2,121	
職員手当等	期末手当	381	職員手当等	期末手当	357	職員手当等	期末手当	1,030	
共済費	会計年度任用職員雇用保険料等	188	共済費	会計年度任用職員雇用保険料等	217	共済費	会計年度任用職員雇用保険料等	525	
旅費	会計年度任用職員費用弁償	38	旅費	会計年度任用職員費用弁償	39	旅費	会計年度任用職員費用弁償	100	
需用費	消耗品、印刷製本	469	需用費	消耗品、印刷製本	555	需用費	消耗品、印刷製本	918	
役務費	郵送料	2,061	役務費	郵送料	2,204	役務費	郵送料	5,882	
委託料	第三者行為損害賠償請求事務等委託	1,994	委託料	第三者行為損害賠償請求事務等委託	1,972	委託料	第三者行為損害賠償請求事務等委託	5,785	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	12,147	13,536	1,389	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,563	4,770	207		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	2	3	1		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	6,039	6,258	219
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	6,039	6,258	219
		賞与・退職給与引当金繰入額	964	1,208	244		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 11,637	▲ 13,259	▲ 1,622
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	17,676	19,517	1,841		通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 11,637	▲ 13,259	▲ 1,622
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	39	39		
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	39	39	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 11,637	▲ 13,220	▲ 1,583		

備考 行政費用では、物件費として高額療養費支給通知等の郵送料や、第三者行為損害賠償請求事務委託等がかかっている。行政収入はその他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			
他区の実 況（要旨）	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
議 会 質 問 状 況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-11		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	医療費適正化対策事業		部課名	福祉部国保年金課			
			担当者名	大友・東膳・伊藤			
			課長名	中西			
			内線	2381			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-08-01	医療費適正化対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 5	(1993)	年度	根拠			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	()	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。						
対象者等	被保険者及び保険医療機関						
内容	1 医療費分析を踏まえた医療費適正化事業 (1) 医療費分析 (2) 受診行動適正化指導 (3) ジェネリック医薬品利用差額通知 2 医療費通知の実施 主な医療費通知の内容 (1) 受診者に関する事 (2) 受診年月に関する事 (3) 受診区分・日数に関する事 (4) 医療機関等の名称に関する事 (5) 医療費の額に関する事 3 診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）点検員によるレセプト内容点検の充実強化						
経過	1 平成 3年 4月 疾病分類統計調査の開始 2 平成 8年 4月 レセプト点検員制度導入（専門非常勤を配置） 3 平成12年 6月 医療費通知の実施（実施要領を制定） 4 平成17年 9月 重複・頻回受診者訪問指導事業開始（平成22年3月をもって終了） 5 平成20年 4月 レセプト点検専門員によるレセプト内容点検の委託業務を開始 6 平成20年12月 画像レセプト方式導入、診療報酬明細書内容点検業務委託を開始 7 平成21年 8月 ジェネリック医薬品希望カード配布 8 平成25年 4月 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業の開始 9 平成27年 4月 糖尿病重症化予防等一部事業を保健事業費に組み換え 10 平成30年11月 不当利得返還請求電話催告業務委託を開始 11 平成31年 2月 医療費通知の内容変更（確定申告手続きに活用できる仕様に変更）						
必要性	当区の一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、抑制のためにも医療費適正化対策事業の効果を検証し、継続する必要がある。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 1 国民健康保険診療（調剤）報酬明細書内容点検業務委託 2 医療費適正化事業業務委託						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明	
		4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
①	ジェネリック差額通知・削減効果額（千円）	1,333,626	1,383,015	1,421,836	1,469,343	1,654,657	想定薬剤費－実質薬剤費
②	レセプト点検の財政効果(円)	2,648	2,579	2,184	2,469	2,469	過誤調整額÷平均被保険者数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
重点的に推進	重点的に推進	医療費の適正化が保険者に強く求められているため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費として、ジェネリック医薬品促進通知作成等業務委託等の委託料がかかっている。 行政収入では、都支出金（特別交付金）が大半を占めており、5年度と比較して、都支出金（特別交付金）が減少したことにより、行政収入その他（一般会計繰入金）の充当額が増加している。
問題点・課題	○ジェネリック医薬品の供給量は、社会情勢により変化するものであるため、現況に留意しながら送付時期等を考慮する必要がある。 ○医療費通知については、医療費控除で使用したい旨の要望が多いため、マイナポータルでの医療費情報を閲覧可能なことを周知しつつ、わかりやすい通知の作成に努めていく。

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	ジェネリック医薬品の供給不足や不信感の情勢下、利用率の向上のため、通知内容を工夫する。			ジェネリック医薬品の供給不足や不信感の情勢下、利用率の向上のため、通知内容を工夫した。新制度に関する説明も追加した。			ジェネリック医薬品の供給不足や不信感の情勢下、利用率の向上のため、通知内容を工夫する。		
②	被保険者が医療費に対する関心を持ち、健康管理意識が高まる通知内容となるよう工夫する。			同封チラシにマイナポータルの医療費通知情報に関する説明を追加し、周知することで健康意識の向上を図った。			被保険者に普段の健康管理と医療機関への適切な受診の理解をより深めてもらえるよう通知内容の工夫を図る。		
③									
他区の実 施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議会 （要旨） 質問状	令和元年度2月会議「ジェネリック医薬品の利用促進をやめるべき」								

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-12		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	療養給付費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西
			担当者名	東膳		内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01		療養給付費				
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 34	(1959)	年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	()	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	療養の給付とは、被保険者が病気やけがをしたとき、国民健康保険を使用することにより保険医療機関にかかった医療費の一部を支払うだけで診療を受けることができる保険給付のことである。その療養の給付（現物給付）に要した費用を支出する。						
対象者等	被保険者及び保険医療機関						
内容	1 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ※なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に係る保険者負担分について本事業から支出する。						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割） 2 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3 昭和59年10月 退職者医療制度発足 4 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設、付添看護療養費の廃止 5 平成 9年 9月 一部負担金（外来薬剤）改正 6 平成18年10月 一部負担金改正（70歳未満課税と上位所得者） 自己負担割合改正（70歳以上一定以上所得者） 7 平成20年 3月 退職者医療制度廃止（26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり） 8 平成20年 4月 一部負担金改正70歳以上1割→2割負担 9 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）						
必要性	国民健康保険法第36条では、保険者は被保険者の疾病及び負傷に関しては、療養の給付を行うことと規定されている。						
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 保険医療機関にてかかった医療費のうち、被保険者が支払った一部負担額を除いた額を委託先である東京都国民健康保険団体連合会を通じて、保険医療機関に支払う。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 一人当たりの療養諸費(円)	371,783	377,261	356,956	356,956	—	総費用額÷平均被保険者数
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		13,284,798	12,593,079	12,619,129	12,487,954	12,501,815	12,764,353	12,135,309
決算額（7年度は見込み）		12,193,799	11,650,161	12,343,394	12,134,762	11,927,782	11,116,789	12,135,309
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	一人当たり療養費（一般分）（円）	332,303	331,351	364,255	371,783	377,261	356,956	356,956
	23区順位（一般分）（位）	10	16	10	9	-	-	-
	一人当たり療養諸費（退職分）（円）	536,225	-	-	-	-	-	-
	23区順位（退職分）（位）	9	-	-	-	-	-	-
予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	一般被保険者療養給付費	11,927,782	負担金補助等	一般被保険者療養給付費	11,116,789	負担金補助等	一般被保険者療養給付費	12,135,309
負担金補助等	退職被保険者療養給付費	0	負担金補助等	退職被保険者療養給付費	0			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	22,223	13,725	▲ 8,498	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	11,927,782	11,116,789	▲ 810,993
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	11,927,782	11,116,789	▲ 810,993		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	11,927,782	11,116,789	▲ 810,993
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,924	1,331	▲ 593		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 24,147	▲ 15,056	9,091
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	11,951,929	11,131,845	▲ 820,084		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 24,147	▲ 15,056	9,091
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	2,206	650	▲ 1,556		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	2,206	650	▲ 1,556	当期収支差額(e)+(h)	▲ 21,941	▲ 14,406	7,535		

備考	行政費用は、補助費等として、療養給付費がかかっている。5年度と比較して、給付実績の減により、補助費等が減少している。行政収入は、都支出金（普通交付金）である。特別収入は不納欠損引当金額の減による戻入したものである。
問題点・課題	○資格喪失後、荒川区国民健康保険を使用して保険医療機関を受診した場合は不当利得となるため、療養の給付（現物給付）保険者負担分の返還請求を行う。そのため、資格喪失の手続時に今後の受診状況等を確認し、返還請求に関する案内を行っているが、一人一人状況が違うため、その方の現況を考慮しながらより分かりやすい説明を行う必要がある。 ○保険者同意による包括合意や保険者調整を活用し、不当利得の抑制及び早期回収に努めていく。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	オンライン資格確認や保険間調整を積極的に活用して、不当利得の抑制及び早期回収につなげる。	オンライン資格確認や保険間調整を積極的に活用し、不当利得の抑制及び早期回収につなげた。	オンライン資格確認や保険間調整を積極的に活用し、不当利得の抑制及び早期回収につなげる。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-13		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	療養費		部課名	福祉部国保年金課			
			担当者名	井坂・野口			
			課長名	中西			
			内線	2382			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01		療養費				
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 34（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ） 年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者が現金をもって支払う現金給付事業である。国民健康保険制度では、療養の給付（現物給付）が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一旦自費で療養を受け、事後に療養に要した費用から一部負担金を控除した額を支給する。						
対象者等	被保険者及び保険医療機関等						
内容	療養費を支給することができる場合 1 保険医療機関等がない地域で病気になった場合や、保険医療機関等で現物給付をしていないコルセットの装着を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難であると認めたとき。 2 国民健康保険を使用せず診療を受けた場合で、保険者が国民健康保険を使用しない理由が緊急その他やむを得ないものであると認めたとき。 3 海外療養費は、日本の保険診療の適用範囲内で、保険者がやむを得ないと認めたとき。						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 2 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3 昭和59年10月 退職者医療制度発足 4 平成14年10月 3歳未満2割・70歳以上1割、但し、現役並み所得者2割 5 平成18年10月 70歳現役並み所得者3割 6 平成20年 3月 退職者医療制度廃止（26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり） 7 平成20年 4月 義務教育就学前（6歳に達した最初の3月31日以前）2割 70～74歳で1割の者2割（但し、平成26年4月1日までに70歳を迎えた人については軽減措置により1割のまま） 8 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）						
必要性	国民健康保険法第54条において、「保険者は療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定されている。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 被保険者の申請に基づき支給する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明	
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値（8年度）
	① 給付件数（件）	22,317	20,830	19,457	19,457	—	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考 行政費用は、補助費等として、療養費がかかっている。5年度と比較して、給付実績の減により、補助費等が減少している。行政収入は、都支出金（普通交付金）である。

問題点・課題	療養費の種別は多岐に渡り、必要書類も異なるため、漏れ等がないよう適正に管理・確認を行い、迅速に給付をする。 海外療養費について、不正受給を防止するために、申請内容の点検等を強化する。 令和7年11月以降標準準拠システムに移行するにあたり、移行後も療養費の支給事務を円滑に行うため、引き続き検証等を実施する。
--------	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	海外療養費について、引き続き専門業者による調査委託を行うことで、不正を抑制し適正な審査に務める。	海外療養費について、専門業者による調査を全件委託し、適正な審査及び給付に繋げた。	標準準拠システム導入後も円滑に療養費を支給するため、事務作業の検証等を行う。
②			
③			
他区の実況 （要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 平成30年度11月会議「外国人の国民健康保険利用について実態調査すべき」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-14		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	高額療養費		部課名	福祉部国保年金課			
			担当者名	小川・堀口			
			課長名	中西			
			内線	2383			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01		高額療養費				
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 48	(1973)	年度	根拠			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。						
対象者等	被保険者						
内容	1 同じ月内に同じ医療機関（入院・外来・医科・歯科別）に支払った一部負担金が、一定の限度額を超えたとき、その超えた分を高額療養費として支給する。 2 厚生労働大臣の指定した特定疾病（血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症及び人工透析が必要な慢性腎不全）の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。 3 月の途中で、75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した者のその月の限度額は1/2となる。						
経過	1 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設（30,000円以上） 2 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施（30,000円以上） 3 昭和51年8月～平成13年1月 高額療養費限度額9回の改定 4 平成18年10月1日 高額療養費限度額変更 5 平成20年4月1日 高額介護合算療養制度導入（21年度支給開始） 6 平成21年1月1日 75歳到達月の自己負担限度額の特例制度施行 7 平成27年1月1日 70歳未満自己負担限度額変更 8 平成29年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更・年間外来合算制度実施 9 平成30年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更 10 令和3年12月 全世帯に対して支給の簡素化を実施						
必要性	国民健康保険法第57条の2において、保険者は一部負担金等の額が著しく高額である時は、世帯主または組合員に対し、高額療養費を支給することが規定されている。						
実施方法	（ 2—部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） <償還払> 医療機関からのレセプトが到着（診療月から2～3月）→該当世帯を確認→申請書発送 <現物払> 限度額認定証（交付申請が必要）を医療機関に提示→窓口で支払いが限度額までとなる						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 高額療養費支給件数（件）	32,750	32,344	29,942	31,679	—	
	② 高額介護合算療養費支給件数（件）	109	108	104	107	—	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用は、補助費等として、高額療養費がかかっている。5年度と比較して、支給実績の減により、補助費等が減少している。 行政収入は、都支出金（普通交付金）である。
----	---

問題	高額療養費申請者の負担軽減のため、全世帯向けに手続きの簡素化を実施した。令和7年11月から標準化システムに移行するが、従来通り滞りなく支給ができるように事務処理の検証を行う。
----	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

実況の区

議 會 質 問 狀 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-15		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	出産育児一時金		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西
			担当者名	伊藤		内線	2381
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	出産育児一時金					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	被保険者に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。						
対象者等	被保険者						
内容	1 支給金額は500,000円 2 妊娠12週（85日）以上であれば、死産・流産を問わず支給する。 3 同一出産につき、社会保険等から給付がある場合には支給しない。 4 申請の期間は、出産日の翌日から2年まで（子どもの2歳の誕生日まで）						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足時に助産費として実施 2 昭和43年 4月 育児手当金が創設 3 平成 6年10月 出産育児一時金創設（助産費と育児手当金との統合） 4 平成13年11月 出産費資金貸付事業開始（令和5年3月をもって事業廃止） 5 平成19年 4月 出産育児一時金受取代理制度開始（平成21年9月をもって制度廃止） 6 平成21年 1月 産科医療制度制定に伴う支給額の引上げ 35万円⇒38万円 7 平成21年10月 医療機関等への直接支払制度開始に伴う支給額の引上げ 38万円⇒42万円 8 平成23年 4月 直接支払制度の改善や支給額の恒久化等出産育児一時金制度の見直し 9 令和 5年 4月 支給額の引上げ 42万円⇒50万円						
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の出産に関して、出産育児一時金の支給を行うものとする規定されている。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 被保険者からの申請により支給する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 支給件数（件）	148	122	116	125	—	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用は、補助費等として、出産育児一時金がかかっている。 行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）が大半を占めている。国庫支出金（健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金）は5年度限りのため、6年度は皆減となっている。
----	---

問	海外出産については、調査委託等を活用し適正な審査と円滑な事務処理を継続して実施していく。
---	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も海外出産について、調査委託を活用し、適正な審査、事務処理を行う。	海外出産について、調査委託を活用し、適正な審査、円滑な事務処理を行った。	今後も海外出産について、調査委託を活用し、適正かつ円滑な審査、事務処理を行う。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況	平成30年度11月会議「外国人の国民健康保険利用について実態調査すべき」 令和元年11月会議「国民健康保険に出生手当金・傷病手当金制度創設の区の認識を問う」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-16		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	葬祭費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西
			担当者名	野口		内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	葬祭費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	被保険者が死亡した場合、条例で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。						
対象者等	荒川区国民健康保険被保険者の葬祭を行った者						
内容	1 被保険者が死亡した場合、被保険者の葬祭を行った者に対して支給する。 2 支給金額：70,000円 3 申請期限：葬儀を行った日の翌日から2年まで 4 公葬の場合でも支給可能である。						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足時から実施 2 昭和39年4月～平成10年4月 支給金額について9回改定（当初の支給金額は2,500円）						
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の死亡に関して、葬祭費の支給を行うものとして規定されている。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 葬祭を行った者からの申請により支給する。国民健康保険資格喪失届出時に葬祭費申請を促している。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給付件数(件)	273	255	234	262	—	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用は、補助費等として葬祭費がかかっている。 行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			
他区の 実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 要質問 状			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-17		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	結核・精神医療給付金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	中西		
			担当者名	伊藤	内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	結核・精神医療給付金						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 7	(1995)	年度	根拠法令等	荒川区国民健康保険条例			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	()	年度					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者が、結核予防法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき医療給付を受けた場合、被保険者の自己負担額に相当する額を支給する。							
対象者等	被保険者							
内容	1 結核医療給付 (1) 感染症法第37条の2第1項に係る医療費公費負担（一般医療） (2) 感染症法第37条第1項に係る医療費公費負担（入院勧告） 2 精神医療制度給付 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条による医療給付（措置入院） (2) 自立支援医療制度（精神通院）（平成18年4月1日から） * 食事療養費に関するものは除く							
経過	1 平成 7年 7月 国において実施された精神医療・結核医療保険優先化実施に伴い本事業開始。 2 平成12年 9月 社会保険加入者及び老人保健対象者への給付金補助の見直しが行われ、対象者を本人非課税の者に限定。これに伴い国保についても同様の見直し案が示された。 3 平成14年10月 支給対象者の要件に所得制限が導入された。 4 平成15年 4月 助成を受ける者は、受給者証の交付を受けることが必要となった。 5 平成18年 4月 精神医療給付金の自己負担率が、自立支援法改正に伴い改正（5%⇒10%）							
必要性	対象となる医療について、医療保険及び国制度による公費負担を適用した後の自己負担分について、都費により助成（給付）するものである。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 一部負担額に相当する額を、委託先である東京都国民健康保険団体連合会を通じて、保険医療機関に支払う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 受給者証発行件数(件)	1,368	1,479	1,450	1,450	—		
	② 給付件数(件)	17,054	18,565	18,740	18,740	—		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		都単独補助事業であるため、継続して実施する。				

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は、補助費等として、結核・精神医療給付金がかかっている。
行政収入は、都支出金（普通交付金）である。

国保受給者証（精神通院）の申請受付から交付について、社保や後期高齢者医療制度の加入者は都単独公費事業として、各医療保険者を經由することなく事務が行われている。特別区は東京都に対し制度の複雑さを解消するため、都単独公費事業に一本化することを要望しているものの実現されていない。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も関係部署と連携し、適正で、 遅滞のない事務を行っていく。	関係部署と円滑に連携し、適正で、 遅滞のない事務が行えた。	今後も関係部署と円滑に連携し、 適正で、遅滞のない事務を行って いく。
②			
③			
他 区 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成13年度3月会議「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-18		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☒ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	傷病手当金		部課名	福祉部国保年金課			
			課長名	中西			
			担当者名	大友			
			内線	2381			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	傷病手当金					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 2（2020）年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	☒ 有 ☐ 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、労働者が感染又は感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備するため、対象者に傷病手当金を支給する。						
対象者等	被保険者						
内容	1 被保険者のうち、次の(1)から(3)までの全てに該当する者に対し、傷病手当金を支給する。 (1) 勤務先から給与等の支払を受けている (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われた (3) 療養のために仕事ができず、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができなかった 2 支給対象日数：療養のために連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日 3 支給額：【（直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数）×（2/3）】×支給対象日数 4 適用期間：令和2年1月1日から令和5年5月7日まで（入院が継続する場合等は、健康保険と同様に最長1年6月まで）						
経過	国民健康保険は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、被保険者が保険財政上余裕がある場合等に自主的に条例を制定して行うことができるとされている。 新型コロナウイルス感染症対策については、国内の感染拡大防止の観点から感染又は感染が疑われる被用者に休みやすい環境を整備するため、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うことになった。 1 令和2年5月 荒川区国民健康保険条例、施行規則（以下「規則」という。）一部改正、運用開始 2 令和2年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を3回実施、3回規則改正 3 令和3年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を4回実施、4回規則改正 4 令和4年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を4回実施、4回規則改正 5 令和5年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を1回実施、1回規則改正						
必要性	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため必要な事業である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 被保険者からの申請により支給する。						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明	
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値(8年度)
①	支給件数（件）	136	5	0	2	—	
②							
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
休止・完了	休止・完了	国の緊急的・特例的な措置として財政支援が終了し、適用期間の終期は令和5年5月7日である。申請期間の時効が2年のため、令和7年度をもって終了をする事業である。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は、補助費等として、傷病手当金がかかっているが、令和6年度は実績がない。
それに伴い、行政収入もない。

制度上、フリーランスの方は国保加入者であるにもかかわらず傷病手当金を申請することができない。また、事業主でないため公的機関等が実施する事業主向けの給付金制度を利用できない。制度の狭間でどちらにも該当しない加入者がいることが課題であった。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	引き続き、対象要件の丁寧な説明を心掛けるとともに迅速な支給を行っていく。	窓口に「傷病手当金対象チェック」表を設置する等、対象要件についてわかりやく説明できるよう工夫した。	対象要件に該当する場合、迅速な支給を行う。
②			
③			
他区の実況（要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-19		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費		部課名	福祉部国保年金課			
			課長名	中西			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 4	（ 2022 ）	年度	根拠法令等			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	高齢者の医療の確保に関する法律			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	区民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を図ることを目的に生活習慣病の予防啓発を進め、健康寿命の延伸に寄与する。						
対象者等	区内在住の高齢者（ただし、事業を実施した際に交付される特別調整交付金対象者は75歳以上のみ）						
内容	KDB(国保データベースシステム)等を活用した分析により、健康課題を明確にした上で、以下の保健事業を実施する。 1 生活習慣病重症化予防(ハイリスクアプローチ) 健診未受診者のうち糖尿病の薬剤処方が中断している方を対象として、通知及び電話による受診勧奨を行うとともに、希望者には健康相談を実施する。 2 ポピュレーションアプローチ 他課や荒川区社会福祉協議会と連携し、高齢者を対象に生活習慣病予防啓発や健康相談、フレイル予防を実施する。 3 健康状態不明者事業(ハイリスクアプローチ) 医療・健診ともに未受診であり、かつ要介護認定も受けていない健康状態不明者へ、質問票を送付して健康状態の把握を行う。必要に応じ地域包括支援センターによる訪問を実施し、関係機関へつなげる。						
経過	令和2年4月1日付けで高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正され、75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報を一括して把握できるように規定が整備された。 1 令和4年4月 事業開始 2 令和5年4月 健康状態不明者事業開始						
必要性	国民健康保険法第82条及び高齢者の医療の確保に関する法律第125条において保険者が保健事業を実施することが定められている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 保険給付係の医療専門職が企画・調整等を担当し、後期高齢者医療係の歯科衛生士と連携して事業を実施する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 生活習慣病重症化予防事業	119	224	74	90	200	予防啓発リーフレット等の送付数
	② ポピュレーションアプローチ実施数	7	8	75	1078	1648	実施回数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
推進		推進		被保険者の健康の保持増進のために必要な事業である。			

(単位：千円)

備考	行政費用では、給与関係費が大半を占めている。令和5年度と比較して、ハイリスクアプローチの実施に係る委託料がかかったことから、物件費が増加している。 行政収入は、行政収入その他（受託事業収入）である。
----	---

問題	○ハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチの実施にあたり、健康推進課、高齢者福祉課、介護保険課と連携し、一体的に実施できるように工夫する必要がある。
----	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

他 区 施 状	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	令和5年度までに全保険者が実施することが求められている。					

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-20		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	収納管理費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西
			担当者名	三上		内線	2389
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-06-01	収納管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	被保険者の保険料収納に関する事務						
対象者等	被保険者						
内容	国民健康保険料の徴収に要する経費（消耗品購入、印刷製本及び委託料）を支出する。 (1) 保険料収納 条例施行規則改正による口座振替原則化に伴う口座振替登録や促進、納付書による自主納付を行う。 (2) 口座振替登録による収納 条例に基づき、原則口座振替による収納を徹底するため、国民健康保険加入の機会を捉え、口座振替の登録を促進している。口座振替登録時に還付口座としても登録を行うことにより、還付金が発生した際に速やかに還付できる体制としている。 (3) 過誤納還付金及び充当 誤納付や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。						
経過	・ 昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始 ・ 納付方法の多様化 (1) 収納代行業者への業務委託によりコンビニエンスストアでの保険料収納を実施（平成18年10月から） (2) モバイルレジ・モバイルクレジット収納の開始（令和元年10月から） (3) 納付書を活用した電子マネー決済の開始・PayPay、LINE Pay（令和3年6月から） (4) 納付書を活用した電子マネー決済の拡充・au PAY、d払い、J-Coinの追加（令和4年4月から） (5) 納付書を活用した電子マネー決済の拡充・FamiPay、楽天ペイの追加（令和5年5月から） ・ 口座振替登録方法の多様化 (1) 口座振替ページ登録（キャッシュカードによる登録）の開始（平成25年7月から） (2) Web口座振替、AIRPOST（PC・スマートフォンでの登録）の開始（令和5年3月から）						
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 口座振替による納期内納付を促進している。滞納者には日常の納付相談に加え、様々な機会を捉えて相談につなげ早期の納付を促す。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 督促状発送数（枚）	58,743	59,095	64,277	66,000	-	
	② 口座振替登録率（%）	38.1	38.0	37.3	40.0	40.0	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
推進		推進		国民健康保険の財政運営に係る重要な事業であるため、推進する。			

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			29,618	27,755	25,801	36,952	30,749	36,357	41,437
決算額（7年度は見込み）			23,762	20,958	20,216	32,026	26,177	30,876	41,437
実績の推移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	調定額（現年分）※居所不明分除く（千円）		5,651,349	5,308,314	5,235,058	5,367,612	5,123,163	5,774,443	5,614,769
	収納額（千円）		5,046,943	4,720,441	4,758,958	4,933,179	4,763,437	5,332,199	
	収納率（%）		89.31	88.93	90.91	91.91	92.73	92.34	
	調定額（滞繰分）（千円）		1,462,061	1,333,268	1,262,291	1,001,774	831,127	668,632	681,702
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	臨時職員賃金	298	報酬	臨時職員賃金	305	報酬	臨時職員賃金	425	
共済費	臨時職員社会保険料等	39	共済費	臨時職員社会保険料等	54	共済費	臨時職員社会保険料等	74	
需用費	事務用消耗品・印刷製本	2,578	需用費	事務用消耗品・印刷製本	2,682	需用費	事務用消耗品・印刷製本	5,169	
役務費	郵送料・公金手数料	10,695	役務費	郵送料・公金手数料	12,725	役務費	郵送料・公金手数料	15,583	
委託料	経緯データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ペイジー関係	11,078	委託料	経緯データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ペイジー関係	12,086	委託料	経緯データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ペイジー関係	18,687	
使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料、web口産廃受付サービス使用料	1,478	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料、web口産廃受付サービス使用料	1,478	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料、web口産廃受付サービス使用料	1,479	
旅費	臨時職員費用弁償	12	備品購入費	備品購入費	1,533				

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	19,356	19,774	418	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	25,841	28,985	3,144		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1	1	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	26,177	30,876	4,699
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	26,177	30,876	4,699
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,647	1,883	236		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 20,668	▲ 19,767	901
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	24	24
	行政費用合計(b)	46,845	50,643	3,798	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 20,668	▲ 19,743	925		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 20,668	▲ 19,743	925		

行政費用では、物件費として、郵送料や公金手数料、保険料等収納事務委託が大半を占めている。令和5年度と比較して、督促状等の増により、物件費が増加している。行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。

- 外国人被保険者の制度理解を深め、保険料の納付義務を認識していただく必要がある。
- 口座振替登録率を向上させ、納期内納付を促進する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続きWeb口座振替やペイジー口座登録を周知し、口座振替による納付の割合を増やしていく。	Web口座振替やペイジー口座登録を周知し、口座振替による納付の割合を増やすよう努めた。	Web口座振替やペイジー口座登録を周知し、口座振替による納付の割合を増やしていく。
②	多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務の周知を図る。	多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務の周知を図った。	引き続き多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務の周知を図る。
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-21		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☒ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	収納率向上対策事業		部課名	福祉部国保年金課			
			担当者名	三上			
			課長名	中西			
			内線	2389			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-01	収納率向上対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 5	(1993)	年度	根拠			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	()	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	国民健康保険の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。						
対象者等	被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）						
内容	1 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。 2 資格確認書（特別療養）の発行による、滞納者への接触機会の拡大を図る。 3 滞納者へ滞納処分（財産調査・差押等）を行う。 4 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問等催告を実施する。 5 滞納者への個別・一斉催告の実施 一斉催告は年3回の送付とし、7月・11月・2月に実施。 また、5月に外国人滞納者を対象とした多言語による催告を送付している。 高額・長期滞納者へは随時、個別催告を送付している。 6 書面による通知と併せ、SMS（ショートメッセージサービス）を活用し、より効果的な納付促進を図る。						
経過	1 昭和63年 4月 徴収嘱託員制度を導入 2 平成18年 4月 滞納整理専門員を新たに雇用（当初は人材派遣。平成22年度から非常勤職員を雇用） 3 平成25年 4月 条例施行規則改正により口座振替を原則化 4 平成25年 4月 納付案内センターによる訪問催告及び徴収を開始 5 平成27年 4月 徴収嘱託員制度を廃止し、訪問催告を完全委託化 6 令和 2年 4月 SMSを活用した催告を開始						
必要性	国民健康保険法第76条「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」同法第79条及び地方自治法第231条の3第3項「～納付すべき金額を納付しないときは、～地方税の滞納処分の例により処分することができる。」と規定。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 納付案内センターによる電話及び訪問等催告を実施。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 収納率（現年分）（%）	91.91	92.73	92.34	92.84	94.74	東京都国民健康保険運営方針を基に目標設定
	② 収納率（滞繰分）（%）	32.49	42.48	47.04	40.67		過去3年の平均値を目標とする
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
重点的に推進	重点的に推進	国民健康保険の財政運営に係る重要な事業であるため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

度	差額
---	----

問題点・課題	○滞納を発生させないためにはまず、現年度分の保険料の納期内納付を徹底する必要がある。そのためには、加入時に保険制度の説明、保険料のしくみ、口座振替登録を確実にするため、課全体で取り組む必要がある。 ○滞納の長期化・高額化を防ぐため、納付、相談がない滞納者に対しては、早期に滞納処分に着手する。 ○支援を必要としている方には、庁内のみならず他機関の支援などにもつなぐよう、常に情報収集を行う必要がある。
--------	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	納付案内センター受託事業者と連携し、効果的な納付勧奨を行っていく。	納付案内センター受託事業者と連携し、効果的な納付勧奨を行った。	引き続き納付案内センター受託事業者と連携し、効果的な納付勧奨を行っていく。
②	早期の財産調査・滞納処分を実施することにより、滞納の累積を防ぎ、滞納額の圧縮につなげる。	早期の財産調査・滞納処分を実施することにより、滞納の累積を防ぎ、滞納額の圧縮につなげた。	引き続き早期の財産調査・滞納処分を実施することにより、滞納の累積を防ぎ、滞納額の圧縮につなげる。
③	窓口通訳や郵送物の多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務の周知を図る。	窓口通訳や郵送物の多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務の周知を図った。	引き続き窓口通訳や郵送物の多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務の周知を図る。
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問(要旨)	・平成24年度6月会議「歳入課の創設、保険料から税への転換」 ・平成29年度6月会議「収納率向上や差し押さえ強化などを奨励するやり方をやめるように求めること」 ・平成29年度2月会議「外国人の収納率等について」 ・令和5年度2月会議「国保や税金の外国人滞納対策の徹底を」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-22		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	後期高齢者医療制度に係る事務事業		部課名	福祉部国保年金課			
			担当者名	倉科			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	後期高齢者事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
終期設定	☒ 有 ☐ 無（ ）年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	後期高齢者医療制度の運営において、被保険者の資格取得、喪失及び変更等に係る窓口業務を迅速かつ的確に行うため、都広域連合と連携・協力して事務処理を行い、被保険者へサービスを円滑に提供する。						
対象者等	26,566人(令和7年3月末日現在) 1 75歳以上の者 75歳の誕生日を迎えた当日から資格取得 2 65歳から74歳で一定の障がいがある都広域連合の認定を受けた者						
内容	1 運営主体 東京都後期高齢者医療広域連合（平成19年3月1日設立、62区市町村で構成される） 2 患者負担 1割、2割または3割 3 保険給付 現物給付（医療サービスの提供等）及び現金給付（療養費の支給等） ※患者負担と保険給付は、老人保健制度と同様 4 財源構成 ・後期高齢者の保険料 約10% ・現役世代からの支援 約40% ・公費 約50% 5 保健事業 75歳以上の被保険者に対する健診は法令で「広域連合の努力義務」とされている。 6 事務の分担 区：保険料の徴収と窓口業務 広域連合：資格・賦課・給付業務						
経過	平成18年6月、医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正された。 平成20年4月、後期高齢者医療制度が施行 平成25年8月、社会保障制度改革国民会議において、後期高齢者医療制度については、「現行制度を基本とし、実施状況を踏まえ、改善を行うことが適当である」とされた。その後平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、医療費適正化の推進を図ることとなった。 平成30年4月、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国保における住所地特例が後期高齢者医療制度にも引き継がれることになった。 令和4年10月、これまでの患者負担割合1割、3割に加え、新たに2割が追加された。 令和6年4月、出産一時金の費用の一部を後期高齢者が支援することになった。						
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第48条に規定する「保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務」については区が行うこととされており、荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務を具体的に規定している。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 1 資格取得、喪失及び変更受付 2 被保険証等の引渡し 3 住民基本台帳等の広域連合への情報提供 4 各種申請書等の受付 5 相談・照会への対応						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 被保険者数（人）	25,354	25,955	26,566	28,461	-	実績は3月末広域連合月報数値、見込は予算数値
	② マイナ保険証利用率（%）	-	2.20	20.14	24.6	32.2	7年度見込は全国平均、目標値は70～74歳の利用率
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事務であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費として、納入通知書等の郵送料や封筒等の印刷製本費が大半を占めている。5年度と比較して、6年度には隔年実施の被保険者証の一斉更新があったことから、物件費が増加している。 行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）が大半を占めている。
----	---

問題点・課題
後期高齢者医療制度の事務事業費はシステム対応経費、被保険者数の増加により伸びている。また団塊の世代の年齢到達を迎えており、今後も被保険者数が増加するものと予測されているため、より効率的な事務事業の運営等の対応が必要とされる。
令和6年12月に保険証が廃止され、マイナ保険証の利用が本格化されたが、暫定運用の延長が決定するなど国の方針に合わせ、柔軟な対応をする必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	執行計画に基づき適正に支出を行う。 保険証の廃止に伴い、事務処理方法の見直しを行う。	保険証の廃止に伴い、要配慮者による資格確認証の交付申請、マイナ保険証の紐付け解除など事務処理方法を検討しマニュアル化した。	マイナ保険証を安心して利用できるよう、被保険者に対し正確かつわかりやすい案内を行う。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-23		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	収納管理費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西
			担当者名	倉科		内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	収納管理費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	後期高齢者医療制度被保険者に係る保険料収納に関する事務						
対象者等	1 75歳以上の者 75歳の誕生日を迎えた当日から資格取得 2 65歳から74歳で一定の障がいがある都広域連合の認定を受けた者						
内容	後期高齢者医療制度保険料の徴収に関すること 1 保険料の納入通知書、納付書を作成・送付すること ※保険料滞納者に対してのアプローチ等は、「収納率向上対策事業費（後期高齢者）」参照						
経過	平成20年 7月 本算定（7月）より普通徴収を開始 平成20年10月 特別徴収を開始						
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条において「市町村は後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない」と規定されている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 保険料徴収→保険料の賦課は広域連合が行う。区は保険料情報を受取り、期割り処理を行い、納入通知書・納付書及び口座振替依頼書を発送する。一本算定7月、月次異動賦課については7月以降毎月						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	
	① 督促状発送数（件数）	4,572	4,657	4,551	4,800	—	口座振替÷普通徴収（人数ベース・年度最終納期時点）
	② 口座振替率（%）	69.83	76.37	75.62	76.00	82.00	
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
7年度		8年度					
推進	推進		後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		9,188	9,241	9,150	9,155	10,089	11,773	13,441
決算額（7年度は見込み）		7,584	7,819	7,273	7,713	7,756	9,170	13,441
実績の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	調定額（現年分）（千円）	1,987,718	2,005,276	2,004,273	2,272,755	2,305,051	2,528,238	2,681,029
	収納額（千円）	1,966,233	1,991,469	1,986,365	2,247,273	2,282,862	2,509,340	
	収納率（％）	98.92	99.31	99.11	98.88	99.04	99.25	
調定額（滞繰分）（千円）		29,997	25,925	27,286	25,108	33,050	31,089	24,802
予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	納付書・納入通知書等	1,299	需用費	納付書・納入通知書等	1,509	需用費	納付書・納入通知書等	2,482
役務費	郵送料・公金収納手数料	4,128	役務費	郵送料・公金収納手数料	5,141	役務費	郵送料・公金収納手数料	6,373
委託料	収納テープ作成委託料	2,329	委託料	収納テープ作成委託料	2,520	委託料	収納テープ作成委託料	4,586

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
	給与関係費	7,675	7,833	158	地方税等	0	0	0
	物件費	7,756	9,170	1,414	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	8,231	8,824	593
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	8,231	8,824	593
	賞与・退職給与引当金繰入額	665	760	95	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,865	▲ 8,939	▲ 1,074
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	16,096	17,763	1,667	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,865	▲ 8,939	▲ 1,074
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,865	▲ 8,939	▲ 1,074

備考 行政費用では、給与関係費と物件費が大半を占めており、物件費は保険料額決定通知等の郵送料等や収納にかかる委託料がかかっている。
行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題 保険料の納付は原則特別徴収によるものだが、所得の変動等の理由により、一時期普通徴収に切り替わる場合があるため、納入者に混乱を生じさせることがある。また、これが滞納の一因となるので理解を得るための周知が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	わかりやすい通知書を作成し、保険料の計算方法についての理解を得る。口座登録について引き続き積極的な勧奨を行う。	75歳到達者に対し、事前に口座登録の勧奨通知を行い、後期高齢者の保険料発生時点から引き落としが可能になるよう案内した。	システム標準化に伴う納付書のレイアウト変更に合わせて、通知書等も見直しを行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議(要質問状)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-24		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	収納率向上対策事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西
			担当者名	倉科		内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	収納率向上対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	後期高齢者医療制度の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。						
対象者等	後期高齢者医療制度の被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）						
内容	＊ 保険料収納の向上については、国民健康保険料と併せ、国保年金課保険料係において実施。 1 年金からの支払（特別徴収）継続の依頼（口座振替と年金からの支払との選択が可能なため） 2 休日窓口の開設 3 コンビニエストアでの保険料の収納 4 ペイジー活用による口座振替の促進 5 滞納者への滞納処分（財産調査・差押）を進める。 6 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施する。 7 電子マネー活用による納付の促進						
経過	平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。 健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月 後期高齢者医療制度施行 平成20年7月 後期高齢者医療制度保険料徴収開始						
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条において「市町村は後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない」と規定されている。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 上記「内容」と同じ						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 収納率（現年賦課分）（%）	98.84	99.04	99.25	99.00	99.40	99%以上の維持を目標とする
	② 収納率（滞繰分）（%）	61.91	63.27	65.87	63.00	70.00	過去3年と同水準を目標とする
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
重点的に推進	重点的に推進	後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		2,352	2,706	2,754	2,636	2,627	2,672	3,051
決算額（7年度は見込み）		2,047	2,133	2,226	2,114	2,217	2,603	3,051
実績の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実績の推移	事項名（7年度は見込み）							
	収納率（現年賦課分）（%）	98.91	99.29	99.09	98.84	99.04	99.25	99.00
	収納率（滞繰分）（%）	66.55	79.61	63.45	61.91	63.27	65.87	63.00
	23区内順位（現年）（位）	9	4	10	12	10	-	-
	23区平均収納率（現年分）（%）	98.75	99	99.02	98.87	98.97	-	-
予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品・封筒印刷等	163	需用費	消耗品・封筒印刷等	187	需用費	消耗品・封筒印刷等	627
役務費	郵送料	398	役務費	郵送料	708	役務費	郵送料	685
委託料	納付案内センター業務等	1,655	委託料	納付案内センター業務等	1,708	委託料	納付案内センター業務等	1,739

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
	給与関係費	8,008	8,369	361	地方税等	0	0	0
	物件費	2,217	2,603	386	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	2,445	2,216	▲ 229
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,445	2,216	▲ 229
	賞与・退職給与引当金繰入額	693	812	119	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,473	▲ 9,568	▲ 1,095
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	10,918	11,784	866	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,473	▲ 9,568	▲ 1,095
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,473	▲ 9,568	▲ 1,095

備考 行政費用では、給与関係費が大半を占めている。物件費は、納付案内センター運営業務委託や郵送料がかかっている。
行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題 滞納繰越分は現年分に比較し収納率が低下する。滞納者に対しては、口座振替による収納を勧め、滞納を防止する。また、納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施し、収納率の向上を図る。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	納付書払いによる納付忘れを防ぐため、口座振替による納付を推奨する。納付案内センターによる納付推進を引き続き行う。	納付案内センターによる架電・訪問による案内を実施した。支援が必要な場合には他部署に繋げた。	納付書払いによる納付忘れを防ぐため、口座振替による納付を推奨する。納付案内センターによる納付推進を引き続き行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議(要質問状			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-25		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☒ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	広域連合分賦金等事業費		部課名	福祉部国保年金課			
			担当者名	倉科			
			課長名	中西			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	広域連合分賦金等事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	東京都後期高齢者医療広域連合の経費について、区市町村が分担金をもって負担する。						
対象者等	東京都後期高齢者医療広域連合						
内容	東京都後期高齢者医療広域連合規約第18条に基づく負担金 1 療養給付費負担金⇒保険給付に要する経費で、療養給付費の12分の1に該当する額を負担する。 2 保険料負担金⇒区は被保険者から徴収した実績の保険料を広域連合に納付する。 3 保険基盤安定負担金⇒低所得者等に対し、広域連合条例で定めるところにより行う保険料の減額分について負担する（一般会計からの繰入額の4分の3は都負担、区は相当額を繰入れ、4分の4にして広域連合に納付する）。 4 事務費負担金⇒共通経費で、主に広域連合の組織運営と事務に要するもの。 5 保険料等軽減措置負担金⇒政令どおりに算定した場合、保険料率が大幅に上昇してしまうことから、引き続き都広域連合の特別対策等として、次の5項目については保険料算定に含めず、区の一般会計で負担するとされた。（1）審査支払手数料負担金（2）財政安定化基金拠出金（3）保険料未収金補填分（4）低所得者対策分（東京都独自軽減・所得割額軽減分）（5）葬祭費負担金						
経過	【東京都後期高齢者医療広域連合規約】 ※平成20年4月1日施行 平成19年3月 1日 東京都都知事許可 平成20年3月31日 東京都知事届出						
必要性	東京都後期高齢者医療広域規約第18条により広域連合の経費は、関係区市町村の分担金をもって充てることが定められている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 分賦金の額は、人口、実績などから広域連合が算出し負担金方式で支出し、年度末に実績に応じて調整が行われる。 ※過不足額については、翌年度精算						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		4,331,082	4,372,281	4,442,813	4,730,267	4,949,450	5,195,856	5,312,405
決算額（7年度は見込み）		4,289,180	4,328,850	4,288,595	4,730,266	4,924,781	5,191,147	5,312,405
実績 の 推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	1人当たり分賦金額(千円)	177	179	176	187	190	195	187

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	療養費等負担金	1,925,013	負担金補助等	療養費等負担金	1,959,925	負担金補助等	療養費等負担金	2,045,461
	保険料等負担金	2,331,984		保険料等負担金	2,522,140		保険料等負担金	2,518,823
	保険基盤安定負担金	454,555		保険基盤安定負担金	469,600		保険基盤安定負担金	486,332
	事務費負担金	73,192		事務費負担金	98,054		事務費負担金	91,508
	保険料軽減措置負担金	140,037		保険料軽減措置負担金	141,428		保険料軽減措置負担金	170,281

勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	667	670	3	行政収入	地方税等	2,316,554	2,528,286	211,732
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	4,922,849	5,189,359	266,510		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	2,592,799	2,669,009	76,210
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	3,298	2,879	▲ 419		行政収入合計(a)	4,909,353	5,197,295	287,942
		賞与・退職給与引当金繰入額	58	65	7		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 17,519	4,322	21,841
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	4,926,872	5,192,973	266,101		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 17,519	4,322	21,841
特別費用(g)	944	1,855	911	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 944	▲ 1,855	▲ 911	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,463	2,467	20,930			

補助費等は東京都後期高齢者医療広域連合への分担金である。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			
他区の実 況（要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-26		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	脳ドック受診助成事業（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	倉科		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	脳ドック受診助成事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症する 경우가多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。							
対象者等	・後期高齢者医療制度の被保険者 ・保険料の滞納がない世帯の被保険者 ・住民税に滞納がない被保険者							
内容	・脳ドック受診費用の半額とし、2万円を限度とする。 ・2か年度、連続して助成を受けることはできない。 ・脳ドック受診者数拡大に向け、令和2年度から「脳ドック受診キャンペーン」を実施 ・令和4年度から「脳ドック受診&健康診査のコラボキャンペーン」を実施 （1）内容 脳ドックを受診し、健康診査を7月～9月末までに受診された方のうち、健康診査の結果の血圧にかかる数値が正常値の方に対し、区内商品券500円分を贈呈 （2）対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日 （3）対象人数 先着200名（国保・後期合算）							
経過	・平成23年7月1日から、国民健康保険制度により合同実施していたが、平成30年度から後期高齢者分を分けて実施。 ・令和2年度から脳ドック受診者数拡大に向け、「脳ドック受診キャンペーン」を実施 ・令和3年9月から電子申請による申請書の受付を開始。 ・令和4年度から「脳ドック受診&健康診査のコラボキャンペーン」を実施							
必要性	・年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るにあたり、脳ドックの受診に係る経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 申請受付→審査→助成決定→請求書・受診を証明する書類受理→審査→助成							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	脳ドック受診助成者数(人)	94	141	140	160	200	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進	被保険者の健康増進事業であるため、推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、補助費等として、助成金支出が大半を占めている。 行政収入は、行政収入その他（一般会計繰入金）である。
----	--

有	
問	助成事業を知らない被保険者が多いため、今後も積極的な周知を行っていく。

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	・引き続き様々な媒体を活用し、制度の周知を行っていく。 ・引き続き脳ドック受診キャンペーンを行っていく。	区報、HP、区営掲示板等により周知を行った。 受診者は増加傾向にあり、認知度が高まってきた。	より一層の周知を図るため、従来行っていた周知の他に医療機関にも案内チラシを配布する。
②			
③			
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 人間ドックについては、千代田区、台東区（特定健診を受診していない方を対象とした人間ドックについては大田区、江東区、品川区、渋谷区）で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-27		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☒ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	健康診査事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課			
			課長名	中西			
			担当者名	倉科			
			内線	2391			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	後期高齢者健康診査事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	生活習慣病の早期発見と後期高齢者の健康を保持・増進し、医療費の軽減につなげる。						
対象者等	6月30日現在、75歳以上の被保険者、65歳から74歳で一定の障がいがあり、都広域連合の認定を受けた者（ただし、介護保険施設入所者や定期的に生活習慣病などで医療機関などに入院している方等を除く。）						
内容	①検査項目 問診、身体測定、血圧測定、診察、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、眼圧検査、胸部X線検査、血清アルブミン検査 ②実施時期（6年度：7月1日～11月30日） ＊22年度から実施期間を1ヶ月延長（7～10月⇒7～11月） ③受診者数 令和6年度13,867人						
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度 施行 ※後期高齢者に対する健診の実施は、広域連合の努力義務とされている（高確法第125条）。 都広域連合から受託し、区が実施する。						
必要性	健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL（生活の質）の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①区は受診券と案内を送付し区報などで健診事業の周知を図る。②健診の結果については医療機関から本人に通知する。③健康教育、健康相談など対象者が利用できる保健事業の案内を実施する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
①	健診受診率(%)	57.01	53.42	53.56	55.56	67	受診者数÷健診対象者 R7年度見込みは予算数値
②							
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
重点的に推進	重点的に推進	早期に疾病を発見するために重要な事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		211,074	221,030	220,355	225,982	231,929	234,118	237,570
決算額（7年度は見込み）		204,466	203,304	200,511	202,499	203,417	209,433	237,570
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	対象者数(人)	23,342	23,463	23,772	23,617	25,229	25,893	28,260
	受診者数(人)	13,815	13,574	13,437	13,464	13,478	13,867	15,700

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	462	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	569	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	771
役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,677	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,724	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	2,500
委託料	健診業務委託	201,278	委託料	健診業務委託	207,140	委託料	健診業務委託	234,299

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	667	670	3	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	203,417	209,433	6,016		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	203,289	95,361	▲ 107,928
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	203,289	95,361	▲ 107,928
		賞与・退職給与引当金繰入額	58	65	7		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 853	▲ 114,807	▲ 113,954
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	204,142	210,168	6,026	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 853	▲ 114,807	▲ 113,954			
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 853	▲ 114,807	▲ 113,954			

備考	行政費用では、物件費として、健康診査業務委託料が大半を占めている。 行政収入は、行政収入その他（受託事業収入、広域連合支出金（補助金）、一般会計繰入金）である。
----	---

問	受診率の向上のため、受診勧奨の方法等を工夫し受診意欲の醸成を図る必要がある。
---	--

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価		令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	引き続き積極的な受診勧奨や啓発を行い、受診者数の向上に努めていく。			積極的な受診勧奨を行い被保険者の受診を促すことが受診率の向上に貢献した。				引き続き積極的な受診勧奨や啓発を行い、受診者数の向上に努めていく。	
②									
③									
他区の状況		(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0 区)
議会質問状況(要旨)									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-28		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	葬祭事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課	課長名	中西	
			担当者名	倉科	内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	葬祭事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	被保険者が死亡した場合、要綱で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。						
対象者等	被保険者の葬祭を行った者						
内容	1 被保険者が死亡した場合に、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給する。 2 支給金額70,000円 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。 この場合、公葬は被保険者が死亡した場所の自治体で行うが、葬祭費は保険者が支給する。						
経過	平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月 後期高齢者医療制度施行。都広域連合で支給は行われなかったため、一般政策（23区共通）で行う。 平成22年4月 都広域連合の給付事業となる。 ＊都広域連合の給付額は1件5万円、残る2万円は区の上乗せ給付。						
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 葬儀執行者の申請に基づき支給する。 ☆手続きに必要なもの 1 葬儀費用の領収書又は会葬礼状等 2 葬儀を行った者の金融機関の口座番号						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	東京都広域連合の給付事業に区が上乗せして支給しており、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			102,147	99,368	98,833	103,731	108,506	110,105	111,888
決算額（7年度は見込み）			93,558	93,567	98,790	103,666	108,424	109,981	111,888
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	給付件数(件)		1,334	1,334	1,408	1,479	1,547	1,569	1,594
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	0	需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	0	需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	75	
役務費	郵送料	134	役務費	郵送料	151	役務費	郵送料	233	
負担金補助等	葬祭給付金	108,290	負担金補助等	葬祭給付金	109,830	負担金補助等	葬祭給付金	111,580	

勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	4,004	4,017	13	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	134	151	17		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	108,290	109,830	1,540		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	108,464	117,105	8,641
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	108,464	117,105	8,641
		賞与・退職給与引当金繰入額	347	390	43		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,311	2,717	7,028
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	112,775	114,388	1,613		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,311	2,717	7,028
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,311	2,717	7,028			

行政費用では、補助費等として、葬祭費が大半を占めている。
行政収入は、行政収入その他（受託事業収入、一般会計繰入金）である。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			
他区の 実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 要質問 状			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-29		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	歯科健康診査事業費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	中西	
			担当者名	倉科	内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	歯科健康診査事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	75歳の後期高齢者医療制度被保険者に対して歯科健康診査を実施し、健康寿命の延伸を図る。						
対象者等	75歳の後期高齢者医療制度被保険者						
内容	口腔機能の低下を予防し、被保険者の健康の維持、増進を図る。 ①健診内容 問診、口腔内検査、健診結果の判定、結果の通知・説明と結果に基づく指導 ②実施方法 歯科医師会へ委託し、歯科健康診査を実施						
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度 施行 ※後期高齢者に対する健診の実施は、広域連合の努力義務とされている（高確法第125条）。 令和3年度 後期高齢者医療歯科健康診査実施（都広域連合の補助事業として、区が実施する。）						
必要性	歯科健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL（生活の質）の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 1 区は受診券と案内を送付し区報などで歯科健診事業の周知を図る。2 健診の結果について歯科医から説明する。3 歯科相談など対象者が利用できる高齢者福祉課の講習会の案内を実施する。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	
	① 歯科健診受診者数	109	126	122	200	220	7年度見込みは予算数値、目標は推計値
	②						
	③						
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
7年度		8年度					
推進	推進		後期高齢者の歯科健診は、口腔機能を保ち、健康寿命の延伸を図るために重要な事業であるため、推進する。				

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では、給与関係費と、物件費として、歯科健診業務委託がかかっている。
行政収入は、行政収入その他（広域連合支出金（補助金）、一般会計繰入金）である。

受診率の向上のため、受診勧奨の方法等を工夫し受診意欲の醸成を図る必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	引き続き積極的な受診勧奨や啓発を行い、受診者数の増加に努めていく。	資格確認証を送る際に受診券とチラシを同封しているが、受診者数のさらなる増加のためには、周知方法の見直しが必要である。	受診者数の増加につながるよう、周知方法を検討する。
②			
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）		
議会質問状況（要旨）	・令和元年度9月会議「後期高齢者を対象とした口腔機能健診を実施すること」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-06-30		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	基礎年金事務費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西
			担当者名	田中		内線	2413
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	基礎年金事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	金の支給に関する法律 ほか		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	国民年金への加入をはじめとした国民年金制度に係る各種届出の受付時に、迅速かつ正確な事務処理を行うこと及び日本年金機構の国民年金事業に関する協力事務を行うことで、区内在住者の年金受給権の確保を図る。						
対象者等	国民年金の被保険者 1 区内在住の20歳以上60歳未満の方（厚生年金加入者等を除く。） 2 任意加入は、60歳以上70歳未満の方（厚生年金加入者等を除く。）						
内容	1 適用事務 国民年金への加入届をはじめとする各種届出書の受付、審査及び日本年金機構への送付事務 2 給付事務 国民年金制度における各種年金、一時金（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・死亡一時金など）、老齢福祉年金、特別障害給付金に係る裁定請求書、日本年金機構への送付事務及び年金生活者支援給付金関係事務 3 国民年金保険料免除等事務 国民年金保険料（令和7年度は 17,510円/月）の各種免除・猶予制度等に係る申請書の受付及び日本年金機構への送付事務 4 広報事務 国民年金制度の周知を目的とした諸事業（区報への記事掲載・ホームページへの情報掲載等）						
経過	・昭和34年 4月 国民年金法公布 ・昭和36年 4月 保険料徴収事務開始 ・昭和57年 1月 外国人の適用開始 ・平成 3年 4月 学生の適用開始 ・平成12年 4月 区の年金事務が国の機関委任事務から法定受託事務へ・学生納付特例制度創設 ・平成14年 4月 保険料の収納及び第3号被保険者に係る届出受付が国へ移管・半額免除制度創設 ・平成17年 4月 特別障害給付金制度及び若年者納付猶予制度創設 ・平成22年 1月 日本年金機構発足 ・平成29年 8月 年金の受給資格期間が25年から10年に短縮 ・平成31年 4月 産前産後免除制度の開始 ・令和元年10月 年金生活者支援給付金制度の開始 ・昭和35年10月 適用事務開始 ・昭和45年10月 任意加入（付加年金保険料）の徴収事務開始 ・昭和61年 4月 全国民を対象とする基礎年金制度の導入 ・平成 9年 1月 基礎年金番号制の導入						
必要性	法定受託事務として、区が行う事業とされている。 〔根拠法令〕国民年金法第3条第3項、国民年金法施行令第1条の2						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 届出書、申請書等の受理及び事実の審査を行い、日本年金機構に送付する。 日本年金機構との協力・連携のもとに実施している。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 被保険者関係届書受付件数(件)	3,278	3,648	4,384	4,384	4,384	国民年金加入届ほか、国民年金被保険者に係る各種届出書受付件数
	② 免除等申請書受付件数(件)	2,828	2,520	3,067	3,067	3,067	国民年金保険料に係る免除等の申請書受付件数
③ 給付関係書類受付件数(件)	141	100	123	123	123	障害基礎年金裁定請求等の給付に係る各種請求書等の受付件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続		継続					法定受託事務であるため、継続して実施する。

(単位：千円)

備考	行政費用では、給与関係費が大半を占めている。5年度と比較して6年度の給与関係費が増加したのは、公務員の給与水準が上昇したことと、期末手当の増によるものである。行政収入は、国庫支出金（国民年金事務費交付金、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金）である。
問題点・課題	法定受託事務のため経費の全額が国により負担されるべきものであるが、区への交付率が低いことで一般財源を投入して事業を実施している。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	関東信越厚生局、日本年金機構及び 周辺区との連携を強化し、係事務運 用の変更等に確実に対応していく。	関東信越厚生局、日本年金機構及び 周辺区との連携を強化し、係事務運 用の変更等に確実に対応した。	関東信越厚生局、日本年金機構及び 周辺区との連携を強化し、係事 務運用の変更等に確実に対応して いく。
②	標準仕様の国民年金システム導入に 向けて準備作業をおこなう。	標準仕様の国民年金システム導入に 向けて準備作業をおこなった。	標準仕様の国民年金システム導入 の準備作業、本番稼働後の対応を 行う。
③	当該事務に係る経費について、引き 続きあらゆる機会を通じて国に対し て全額の負担を求めている。	当該事務に係る経費について、引き 続きあらゆる機会を通じて国に対し て全額の負担を求めている。	当該事務に係る経費について、引 き続きあらゆる機会を通じて国に対 して全額の負担を求めている。
他 施 区 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	・平成19年度9月会議「区として年金制度等の相談体制をとり、社会保険事務所への裁定請求や問い合わせに 必要な書類の発行を無料にして便宜を図ることについて」		